

2 - 1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	合 計			営 業 等 所 得 者		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	180,918	870,796,222	42,744,229	51,553	188,959,953	12,040,280
修正申告	271	1,169,315	56,933	53	168,562	14,075
決定・増額更正	4	9,315	261	4	9,054	174
減額更正	22	46,493	3,912	6	19,935	993
更正請求	9	20,312	644	2	4,947	276
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-
計	実 181,162	871,908,049	42,796,866	実 51,602	189,112,687	12,053,260
法第103条による税額	429	-	110,379			
合計	181,591	-	42,907,245			
過少申告加算税	内 -	-	-			
無申告加算税	内 55	-	2,106			
重加算税	内 -	-	-			
納税額総計	-	-	42,909,352			

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示した。

(注) 1 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、内書きは加算税の全額が異動したものを掲げた。

2 「実」は、実人員を示す。

用語の説明：1 更正請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。

2 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 …… 期限内に提出された申告が過少であった場合において、修正申告書の提出又は更正があったことにより課されるもの。

(2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合、又は決定があった場合に課されるもの。

(3) 重加算税 …… 所得の計算において、事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの。

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 14 年 分			平 成 13 年 以 前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 6,078 13,098	28,342,184	1,431,398	内 1,285 4,463	11,521,129	1,470,424	内 7,363 17,561	39,863,313	2,901,822
加算税の増減差額	内 5,858 5,888	-	172,053	内 3,010 3,025	-	298,705	内 8,868 8,913	-	470,758
合計	-	-	1,603,451	-	-	1,769,129	-	-	3,372,581

調査対象等：平成14年分以前の申告所得税の納税者について、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示した。

(注) 人員欄は延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			区 分
人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	
人	千円	千円	人	千円	千円	確 定 申 告 修 正 申 告 決 定 ・ 増 額 更 正 減 額 更 正 更 正 請 求 異 議 申 立 決 定 等 計
3,005	9,002,325	412,325	126,360	672,833,944	30,291,624	
6	26,066	1,285	212	974,687	41,573	
-	-	29	-	262	57	
1	487	199	15	26,071	2,720	
-	-	45	7	15,364	323	
-	-	-	-	-	-	
実 3,010	9,027,904	413,396	実 126,550	673,767,458	30,330,211	

(3) 軽減免除の状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	百万円	百万円
租税特別措置法 第25条 (肉用牛の売却による農業所得の免税)の規定によるもの	58	185	20
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条(所得税の軽減免除)の規定によるもの	1	4	-
合 計	実 59	189	20

調査対象等：平成15年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除(軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む)された者の事績を平成16年3月31日現在で示した。

(4) 所得者区分別構成図

